

日時：令和4年10月19日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、山澄審議官、森川総務課長、栗原参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、委員全員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第220回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「社会保険診療報酬支払基金（医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務）の全項目評価書（生活保護情報のオンライン資格確認の導入に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、社会保険診療報酬支払基金から、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務」の全項目評価書が提出されましたので、概要を説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料1-1に基づいて全項目評価書の概要を説明いたします。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、3ページから4ページの「②事務の内容」を御覧ください。特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、正確な情報連携のための資格履歴管理を行う「資格履歴管理事務」、機関別符号の取得並びに情報照会及び情報提供を行う「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等」、機構保存本人確認情報の取得を行う「本人確認事務」の三つが記載されております。今回、これら全てに事務の変更がございます。

変更となる事務の内容については、3ページ上段の「1.本評価の前提」のとおり、同基金は、医療保険者等からの委託を受けて事務を行っておりますが、今回、医療保険者等に生活保護法による保護の実施機関である都道府県知事等が追加され、新たに生活保護法による被保護者の特定個人情報を入手等するものでございます。

続いて、今回記載の明確化等を行ったリスク対策について御説明いたします。

まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策です。64ページ中段の「リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」を御覧ください。医療保険者等からの情報の入手は、厚

生労働省が定めたインターフェース仕様によってのみ行われるため、不適切な方法で入手できないことが記載されております。

続いて、65ページ下段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信についてI P - V P Nによる閉域サービス等を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしていること等が記載されております。

次に、特定個人情報の使用に係るリスク対策です。66ページ上段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。運用支援環境において、システム的にアクセス制御等の措置を講じることにより、目的を超えて個人番号等と個人情報が紐付かない仕組みとしていること等が記載されております。

続いて、67ページ中段の「特定個人情報の使用の記録」を御覧ください。操作ログについてはバックアップを作成し、改ざん等が行われないう、定められた期間、安全な場所に施錠保管すること、セキュリティ上の問題が発生した際又は必要に応じ随時、状況等を分析すること等が記載されております。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策についてです。73ページ下段の「⑥技術的対策」を御覧ください。運用支援環境にて保有している資格履歴ファイルについては暗号化処理を行うこと等が記載されております。

なお、本リスク対策は、同基金が既に実施していたリスク対策を明確化したものですが、83ページ、92ページ及び102ページで、同基金が保有するその他の特定個人情報ファイルについても同趣旨の記載がされております。

評価書の概要説明については、以上でございます。

続いて、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1-2に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」においては、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点」の(6)では、再実施の理由となる新たに実施する事務については、生活保護法による保護の実施機関から同法による被保護者の特定個人情報を入手し、使用等するものであるが、求められる事項が具体的に記載されているため、問題は認められず、その他についても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから31ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、求められる事項が具体的に記載されており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、32ページを御覧ください。先ほど、概要説明でも触れておりますが、「主な考慮事項(細目)」の74

番では、生活保護法による保護の実施機関から特定個人情報を入手し、使用等する際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、問題は認められませんでした。

続いて、33ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特に生活保護法による保護の実施機関からの入手について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

審査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、社会保険診療報酬支払基金に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 本件についてコメントさせていただきます。

事務局においては、本件の精査業務、御苦勞様でございます。

さて、今般、医療扶助の情報について、オンライン資格確認を導入するために、都道府県知事等の生活保護法による保護の実施機関が、社会保険診療報酬支払基金に医療扶助の情報を含む特定個人情報の取扱いを委託することとなります。

新たに委託元となる地方公共団体においては、委託先への特定個人情報の適切な提供が確保されるべきであります。

加えて、マイナンバーガイドラインに沿った委託契約を締結すること、契約内容の遵守状況の報告や監査、調査等によって委託先における特定個人情報の取扱状況を把握すること、再委託の諾否を適切に判断すること等が重要と考えます。

また、同基金は、既に多数の機関より特定個人情報の取扱いの委託を受けておりますが、評価書に記載されたリスク対策を確実に実行し、引き続き特定個人情報の適正な取扱いを確保していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

それでは、議題2「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和4年度の特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について、御説明させていただきます。

当報告は、平成29年度から実施され、今年で6回目の報告となります。

「1.対象機関」ですが、都道府県、市区町村が1,783機関、基礎項目評価書を提出した教育委員会等が424機関、合計で2,207機関を対象としています。

「2.報告内容及び報告結果」ですが、令和4年3月31日現在における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及び保護評価の実施状況等について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。

報告結果については、次ページの別紙を御覧ください。安全管理措置の実施状況ですが、規程及び事務の範囲については、ほとんどの機関が「実施している」あるいは「実施予定」と回答していました。全ての機関において速やかに規程等の整備が行われるよう、必要に応じて個別に助言等を行うことを考えています。

次に、研修については、ほとんどの機関が「実施している」あるいは「実施予定」と回答していました。研修を開催していない機関においては、「専門性が高いため外注したいが予算不足で実施できなかった」、「新型コロナウイルスへの感染予防のため開催できなかった」等の回答がありました。

実施できないと回答した機関に対して、専門的な知識がなくとも研修を実施できるよう、研修資料等を提供し、必要に応じて個別に助言等を行うことを考えています。

次ページを御覧ください。管理状況の把握については、ほとんどの機関が「実施している」あるいは「実施予定」と回答していました。未実施の機関においては、「実施するための体制が整備できていない」、「知識を持つ職員が少ない」等の回答がありました。

これらの対応として、監査及びログの分析等の手法が分からない機関でもそれらを実施できるよう、手引書を提供するとともに、必要に応じて個別に助言等を行うことを考えています。

次に、システム及び機器等の管理については、ほとんどの機関が「実施している」と回答していました。①の情報システム端末の盗難又は紛失防止策について未実施の機関においては、「予算の都合により実施できない」等の回答があり、対応として、予算措置を講じるまでの代替措置に関する参考資料を提供する等、必要に応じて個別に助言等を行うことを考えています。

次ページを御覧ください。データ入力業務における委託及び再委託の実施状況についてです。

初めに、委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認についてです。

①の委託先の選定時における安全管理措置についての事前確認については、ほとんどの機関が「実施」と回答していました。

②の委託先の特定個人情報等の取扱状況の把握について、「実施」と回答した機関においては、具体的に委託先からの報告や委託先への現地確認等の確認方法を採用していました。

次に、再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握についてです。

①の許諾手続については、ほとんどの機関が「実施している」と回答していました。

②の許諾前における再委託先の事前確認と③の委託先の再委託先に対する監督状況の確認については、未実施となっている機関においても、「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和4年度から確認する」等の回答がありました。

委託・再委託先の特定個人情報等の取扱状況の把握については、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、重点的に助言等を行うことを考えています。

次ページを御覧ください。保護評価の実施状況についてです。今年度の報告においては、事後評価の対象となり得る事務についての保護評価の実施状況の調査を実施しました。調査を行った五つの事務のいずれについても、「未着手」と回答した機関もありましたが、その大部分が令和4年度中の対応を予定しております。

以上、全体としてはおおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。

引き続き、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものとなるよう、都道府県等の協力も得ながら、各種の取組を実施していきます。

なお、本報告結果については、委員会後、報道発表を予定しております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 御説明ありがとうございます。

定期報告は6度目であり、地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置への対応状況は全体的に向上しているように見受けられます。

しかしながら、委託先管理等の一部の項目ではいまだ対応が不十分な団体があるように

思われ、これらの団体に対しては、事務局から引き続き根気よく個別に助言を行うなどして、特定個人情報の適切な取扱いの確保に向けて徹底させていくようにしていただければと思います。

また、特定個人情報に関する保護評価についても、速やかな実施が求められる事後評価において、今回の報告時点で未着手であると回答した機関が一定数存在しているという状態は遺憾なことと思われまます。未着手と回答した機関に対しては、評価の実施状況や評価を実施しない理由等について、追加調査を実施することで実態を把握し、必要な対応を講じていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。